

行政評価シート（事務事業評価）			評価年度	26年度
事業名	訪問指導事業	担当課	保健課	
細分化した事業名				

1 計画(PLAN):事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	誰もが安心して暮らせるまちづくり		
	政策	健康な暮らしを守る保健・医療の充実		
	施策	健康づくりの推進		
関連する個別計画等	健康増進計画	根拠条例等	健康増進法	

2 計画(PLAN):事務事業の概要

事業の目的	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、家庭訪問により必要な保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。			
事業の手段	保健師等による家庭訪問。			
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果要指導、要医療者等生活習慣病予防、重症化予防が必要な者 ・ 精神疾患患者等健康管理上支援が必要な者 ・ 医療機関からの連絡者（退院後の支援）等 			

3 実施(DO):投入費用及び従事職員の推移(インプット=費用+作業)

		23年度	24年度	25年度
A	事業費 (千円)	58	58	62
財源内訳	国・県支出金	34	34	34
	その他(使用料・借入金ほか)			
	一般財源	24	24	28
B	担当職員数(職員E) (人)	0.22	0.20	0.22
C	人件費(平均人件費×E) (千円)	1,500	1,337	1,428
D	総事業費(A+C) (千円)	1,558	1,395	1,490
主な事業費用の説明				

注)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した、23年度(6,819千円)、24年度(6,687千円)、25年度(6,491千円)を使用しています。

4 実施(DO):事業を数字で分析(アウトプット=事業量)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			23年度	24年度	25年度
活動指標	1 訪問指導	訪問者数	64	61	74
	2				
	3				
妥当性		<input checked="" type="checkbox"/> A 妥当である <input type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない			
上記活動指標と妥当性の説明	1	家庭訪問により、本人や家族へ環境に応じた訪問指導を行うことが出来る。			
	2				
	3				

5 評価(CHECK): 事務事業評価 (アウトカム=成果・効果)

	指標名	指標の算出方法	実績値			
			23年度	24年度	25年度	
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	訪問指導	延べ訪問者数	121	88	127
	2					
	3					
成果		<input type="checkbox"/> A 上がっている <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input type="checkbox"/> C 上がっていない				
上記指標の妥当性と 成果の内容説明	1	精神疾患や医療機関からの連絡者また家庭環境支援が必要な者等については継続訪問により関わっている。健診結果要指導、要医療者については保健指導を行うとともに、生活習慣病予防教室や医療機関受診勧奨を行っている。25年度においては健診結果より高血糖者 36人について訪問を行った。				
	2					
	3					

事務事業総合評価	<input type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input checked="" type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input type="checkbox"/> C 期待以下の達成
----------	--

6 改善(ACTION): 今後の事務事業の展開

今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 拡大 (コストを集中的に投入する) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 (事務的な改善を実施する) <input type="checkbox"/> 全部改善 (内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要) <input type="checkbox"/> 縮小 (規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する) <input type="checkbox"/> 廃止 (廃止の検討が必要)
事務事業の改善案	改善の概要・方向性 (いつまでに、どういう形で具体化するのか)
	26年度の改善計画 (今後の事業展開説明) 25年度訪問した高血糖者 36人の内、半数は高血圧や高脂血症を合併しており、またすでに糖尿病治療を開始している状況であっても血糖コントロールが不十分な状態の者もいた。引き続き今年度も健診結果により高血糖者訪問を実施するとともに、その後継続支援を行い、次年度の健診結果や医療状況が悪化しないように対応していく。
過去の改善経過	昭和 58 年度から老人保健法施行に伴い訪問指導事業として実施。 平成 20 年度からは、老人保健法が廃止され健康増進法に基づき事業を継続している。
課長所見	家庭訪問も必要であるが、ケースや個々の状態によって専門機関に繋げていくことも視野に保健指導を実施していくことが必要。